

平成26年度第5回「墨田区子ども・子育て会議」・
「墨田区次世代育成支援行動計画推進協議会」議事要旨

日時：平成26年9月30日（火）午後6時30分～8時40分
会場：すみだリバーサイドホール（イベントホール）

次 第

1 開会

2 議題

議 題	資料
(1) 各ワーキンググループの開催状況について	資料 1
(2) 学齢ワーキンググループの検討状況について	資料 2～5
(3) 乳幼児ワーキンググループの検討状況について	資料 6～11
(4) 保育標準時間と保育短時間について	資料 12
(5) 墨田区子ども・子育て支援新制度に係る保育料（利用者負担）について	資料 13～15
(6) (仮称) 墨田区子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援後期行動計画 について	資料 16・17
(7) その他	資料 18～20

3 次回開催予定

日 時：平成26年10月17日（金）午後6時30分～8時30分

会 場：興望館

主な議題：(仮称) 墨田区子ども・子育て支援事業計画の骨子案について

4 閉会

配布資料

- 資料 1 平成26年度第4回墨田区子ども・子育て会議（8月8日）以降におけるワーキンググループの開催状況及び今後の予定
- 資料 2 量の見込みと確保策の検討（量の見込みの補正検討）＜学童クラブ＞ 未確定
- 資料 3 放課後児童健全育成事業に関する「量の見込み」に関する調査の集計結果について（情報提供）
- 資料 4 学童クラブの量の見込みと確保策について（事務局提案）
- 資料 5 墨田区子ども・子育て会議学齢部会専門委員会検討経過
- 資料 6 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する国の基準と墨田区の基準（新規条例）
- 資料 7 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する国の基準と墨田区の基準（新規条例）
- 資料 8 教育・保育の確保イメージ

資料 9	(別紙)量の見込みの考え方
資料 10	支給認定決定通知書・支給認定証(案)【第1版】
資料 11	支給認定決定通知書・支給認定証(案)【第2版】
資料 12	保育標準時間と保育短時間について
資料 13	保育料(利用者負担額)設定に向けた考え方(案)
資料 14	墨田区子ども・子育て支援新制度にかかる保育料(利用者負担額)について(原案)
資料 15	墨田区子ども・子育て支援新制度にかかる保育料(利用者負担額)について(墨田区原案:私立幼稚園)
資料 16	墨田区子ども・子育て支援事業計画・墨田区次世代育成支援行動計画【骨子案】
資料 17	次世代育成支援行動計画事業調査
資料 18	平成26年度子ども・子育て会議スケジュール
資料 19	「墨田区待機児童解消計画」の改定について
資料 20	墨田区子育て情報発信アプリについて
参考資料	墨田区のお知らせ(子ども・子育て支援新制度特集号)
参考資料	子ども・子育て支援新制度PRパンフレット

出席者(敬称略)

委員

大豆生田 啓友(玉川大学教育学部乳幼児発達学科教授)

野原 健治(興望館館長)

高嶋 景子(田園調布学園大学子ども未来学部子ども未来学科准教授)

長田 朋久(横川さくら保育園長)

西島 由美(にしじま小児科院長)

服部 榮(社会福祉法人 雲柱社理事長)

財津 亜紀子(文花子育てひろば施設長)

飯田 昌弘(中学校PTA 連合会会長)

内田 淳(青少年委員協議会委員)

金子 里美(NTT 労働組合東京総支部執行委員)

佐藤 まり子(ムーミン保育室施設長)

本多 美絵子(両国幼稚園副園長)

貞松 成(株式会社 global bridge 代表取締役)

佐藤 摩耶子(公募)

荘司 美幸(公募)

多胡 晴子(公募)

徳野 奈穂子(公募)

福田 三加代(公募)

荒木 尚子(緑幼稚園長)

須藤 太郎(八広小学校長)

菊本 和仁(桜堤中学校長)

青塚 史子(太平保育園長)

< 欠席委員 >

杉浦 浄澄（江東学園幼稚園副園長）
野口 悦子（主任児童委員）
松芳 保（小学校 PTA 協議会会長）
森 八一（青少年育成委員会連絡協議会副会長）
小菅 崇行（小菅株式会社代表取締役会長）
賀川 祐二（NPO 法人 病児保育を作る会代表理事）

< 傍聴 >

12 名（男性 5 名、女性 7 名）

課長出席者

関口 芳正（子ども・子育て支援担当部長） 石井 秀和（教育委員会事務局次長） 中橋 猛（保健衛生担当部長） 池田 善久（厚生課長【福祉保健部長代理】） 小倉 孝弘（子育て支援課長） 鈴木 一郎（子ども課長） 村田 里美（子育て支援総合センター館長）

事務局出席者（プロジェクトチーム含む）

浦辺・井場・遠藤・松本・杉崎・長山・柿畑・坂田・梅原・高橋・黒岩・水野・田村・酒井

事務局（株）地域総合計画研究所

大鹿・佐々木

1 開会

会長	これより開催する。
事務局	委員の出席状況について、現在の時点で 28 名の内、過半数以上の 16 名が出席しており、定足数を満たしているため、会議は有効に成立している。傍聴者の出席、記録用の写真撮影と録音を了承願いたい。 また、第 4 回目の会議記録を委員に配布し、特段、修正等の意見がなかったため、議事録として確定している。

2 議題

(1) 各ワーキンググループの開催状況について

会長	資料 1 の説明はしないため、ご覧いただきたい。また、事務局より 9 月 27 日に行われた利用者説明会の報告をお願いしたい。
事務局	(子ども・子育て支援新制度 利用者説明会の報告)
委員	新制度の説明コーナーでは、どのような質問が多かったか。
事務局	子どもの年齢や状況など、個別的・具体的な内容が多かった。

(2) 学齢ワーキンググループの検討状況について

事務局 (地域研)	(資料 2～4 を説明)
委員	資料 4 の実績値の数値は、「1,717」ではなく「1,714」である。
事務局 (地域研)	数値は修正する。
委員	高学年については、学齢ワーキンググループ(以下、WG)では 927 名の数値を活かすという意見があった。また、すべての高学年を学童クラブで見えていくのはどうなのか、自立度が変わってくる中で子どもたちの動向も変わっていくことは、健全育成の点からは望ましいという議論になった。実績値の高学年の数は障害児等の人数であるが、低学年にも障害児はいるため、高学年は 927 名として、そのうち 100 名を障害児、827 名を一般児童と捉えようと学齢 WG では考えている。
会長	学齢 WG の検討についてはどうか。(特に意見なし) では、承認いただいたこととする。
委員	(資料 5 を説明)
事務局	学齢 WG で専門部会を設置した趣旨は、児童館の役割を含めた健全育成のあり方について議論していただくことで、それが事業計画の中に盛り込まれていくことになる。今後、学齢 WG で報告し、最終的に報告書にまとめる予定としている。
会長	この部分は報告とする。

(3) 乳幼児ワーキンググループの検討状況について

事務局	(資料 6・7 を説明)
委員	資格の規定は条例案には盛り込まれなかったが、別の運用基準等で明文化するとなったために乳幼児 WG で了承した。6 割以上の常勤職員について、区の小規模保育事業ではすでに実施されており、国の半数以上よりも高い 6 割以上ということでも了承した。評価については、「振り返り」とはならなかったが、ガイドライン等で明文化するとなった。掲示については「備え置く」という意見が条例案となった。
会長	この点について何かあるか。(特に意見なし) では、承認いただいたこととする。
事務局	(資料 8・9 を説明)
委員	現実的な数字に近づいてきたが、今後 5 年間で整備していかなければならない。
会長	意見や質問はあるか。(特に意見なし) では、この方向で進めさせていただく。
事務局	(資料 10・11 を説明)
委員	認定証の紙質などはどうするのか。
事務局	紙は厚紙とし、色も工夫したい。ただ、コーティングとなると配送作業の面から難しい。
委員	外国人の保護者向けには何か工夫しているのか。
事務局	その点は今後検討したい。
委員	裏面の四角部分の 2 号と 3 号で、「保育所での保育を希望される場合」とあるが、「保育所」は必要か。
事務局	表記については確認して対応する。

(4) 保育標準時間と保育短時間について

事務局	(資料 12 を説明)
委員	保育短時間の利用時間の考え方について、「保育利用時間は～設定するものであり」とあるが、これは保育標準時間にもかかるため、標準時間の説明部分に追記してほしい。
会長	そのようにお願いしたい。
委員	パートでは様々な勤務形態があるため、この時間枠に当てはまる仕事を探さなければいけないのか。また、園の都合で早めに来てもらった場合は延長保育料金が発生するのか。
事務局	延長保育での対応が原則と考えている。ただし、そうした時間については、国から後日通知される部分もあるため、今後も検討して提案していきたい。
委員	様々な労働形態があるが、保護者の労働形態に着目すると様々な保育所を用意しなければならない。保育所は子どもを育てる施設のため、子どもの生育を考えた場合、一定の時間に寝起きする生活が必要である。国は子どもに視点を合わせ、保育所は子どもの生育を守る場として、そうした生活を保障させたいため、短時間の設定をしたと解釈している。
委員	時間については保護者もシビアなため、よく説明しないとイケない。
委員	朝早いパートの方だと、9時から17時は使いづらい感じがする。8時や8時30分から預かってもらい、15時や16時までだと使い勝手が良いのではないかと。

委員	保護者の使い勝手に着目するとそのようになるが、使えないわけではなく、7時15分からも預かれる。短時間の時間設定は9時から17時として、9時前は延長保育として別料金がかかるが、利用することはできる。
委員	延長保育はスポットや月極めでも利用できるのか。
事務局	現在、延長保育をやっている園には延長保育料の定めがある。その他、スポット保育としての料金がある。現在の基準を見据えながら料金は発生するだろう。月極めについて、8時間での延長の月極めだと標準時間になってしまうため、月極めはない。
委員	小学生と保育園児がいて、2人と一緒に家を出て働きに行くとした場合、8時に保育園に預けることは、子どもには何の問題もないと思われる。15時に迎えに来られる場合、短時間の8時間をずらして設定することはできるのか。
事務局	保護者の事由による個々への対応は難しいと考える。
委員	個々への対応ではなく、短時間の設定を9～17時と8～16時のように、2パターン設定することはできないか。
事務局	<p>区の保育園に確認したところ、9～17時が一番多かったことから、このように設定にした。本来は園ごとに時間を定めるとなっているが、園ごとで時間設定が異なると、申込で第一希望から第二希望に移った場合、不具合が生じることから、このような設定となった。</p> <p>もし時間をシフトした方が良いとなった場合は、乳幼児WG等で議論した方が良いが、園ごとに時間を選べるのはよろしくないだろう。</p> <p>延長保育料の定めは今後考えていくが、標準時間と短時間との保育料の差も設けており、短時間の方が延長保育を利用した場合でも、標準時間の利用料を超えないようにしたいと考えている。</p>
会長	2パターンは考えず、どの園も同じ時間の枠組みだが、その枠組みを変えた方が良い場合は検討が必要ということである。今後、乳幼児WGで検討することはないのか。
委員	週30時間以下の方は9～17時の方が多いだろうから、一番多い所に合わせた方が妥当ではないか。持ち帰って検討してもいかがかと考える。
委員	小学校は8時20分であるため、8時30分にしないと厳しいのではないかと。自分の園では2パターンの時間設定を設けているが、5歳児からは8時30分からでも可としている。子どもの生活を考えると9時はどうかと思う。
事務局	実態調査を改めて行い、その結果を報告する形でどうか。
会長	もう一度、ふさわしい時間を検討することでよいか。(特に意見なし) では、この議題はここまでとする。

(5) 墨田区子ども・子育て支援新制度に係る保育料(利用者負担)について

事務局	(資料13～15を説明)
委員	1万円アップとしている背景を説明してほしい。
事務局	墨田区では平成17年に保育料を検討した経過があったが、これまで従来通りの金額で来ている。新制度への移行の中で、色々な要素から金額を設定した。
委員	幼稚園の利用料について、新制度に入ると実質負担額は下がるのか。

事務局	現在、就園奨励費があるが、それを差し引いた実質負担額と保育料を比較してほしい。区が定める利用料の他に、各幼稚園が加算することや実費徴収も可能となり、それらが上乗せされて各園の利用料が決まる。単純に下がるわけではなく、実質負担額の範囲の中で各園が上乗せして利用料が決まることになる。
委員	平成 26 年度の平均実費額は入園料と保育料のみであるが、これ以外に教育充実費や実費は現在でも徴収している。今回は教育充実費や実費などを除いて比較しているため、利用料が下がると見える。
事務局	実費徴収を上乗せした比較は比較にはならないだろう。区の定める基礎的な保育料に、教育充実費としての特定保育料が各園で上乗せされて利用料が決まるため、それで比較してほしい。
会長	これは本日、結論を出すのか。委員は本日、初めて見たため、本日の決定ではない方が良いのではない。
事務局	次回の会議までには決めてほしい。
委員	保育短時間と照らし合わせてということだったが、保育短時間と照らし合わせるの疑問である。また、多子世帯の半額や無料はすでに実施しているため、不要ではないか。また、「在宅障害時」は「在宅障害児」ではないか。
委員	フルタイムで働く世帯が 1 万円値上げとなっているが、メリットがない。料金を決める際は、現行からあまり乖離がない料金にしないと理解が得られないのではないかと。どのように理解を求めていくのか。
事務局	標準時間に合わせると時間が異なるため、短時間の対国基準比を利用して合わせている。値上げについては、意見をいただいたため、次回の会議までに決めていきたい。理解については、色々な媒体を使った方法で考えていきたい。
会長	新制度になったために利用料が上がるわけではなく、これまでの墨田区の経緯によるものである。次回の会議までに意見を集約し、次回の会議での決定で良いか。
事務局	乳幼児 WG で議論を行い、次回の会議での決定でスケジュールとしては間に合う。
委員	乳幼児 WG で議論していく。

(6) (仮称) 墨田区子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援後期行動計画について

会長	資料 16・17 は、時間の都合上、読んでいただき、意見等があれば事務局へお願いしたい。次回の会議までに読んでいただきたい。
----	--

(7) その他

事務局	<p>9 月 27 日の説明会后に、認可保育園の選考基準における障害児の配慮について、メールで意見が寄せられた。</p> <p>内容は、来年度、1 歳の子どもを認可保育園に入れたいが、先天性の発達の遅れがあり、診断による病名もある。医療行為は不要で、同様の子どもも保育園に行っているため、集団保育に問題はないが、診断名があるために障害児としての入園になるだろう。区に相談したところ、障害児の場合は選択肢が限定されることが分かり、認証保育所からは職員の加配が</p>
-----	--

	<p>必要な場合は認可保育園の方でお願いしますとのことであった。小規模保育では、利用案内に健康な子どもという定義があり難しいと思われる。集団保育に問題がなくても、認可保育園に入れなかった場合、他での受入れが難しい。現在の選考基準ではこうした規定はないが、健常児のように認可外での受入れ先を探すのが難しい障害児について、検討をお願いしたい。また、新制度移行時には、利用調整の段階で障害児への配慮をお願いしたい。また、障害児の定義は愛の手帳の保持ではなく、診断名等で判断してほしい。</p> <p>これらの点は今後の検討としたい。</p> <p>(資料 18～20、参考資料を説明)</p>
会長	障害児については何かあるか。
事務局	<p>今回の乳幼児 WG で、保育の必要性の認定事由や優先度の議論の中で、検討していきたい。また、今後、区民からの意見は紹介して、議論の参考にしてほしい。</p> <p>今回の乳幼児 WG での議題は、保育料の検討、保育の必要性の認定における「その他、市町村が定める事由」の検討、妊娠や求職などにより保育標準時間と保育短時間の検討、保育利用の調整にかかる指数の検討、支給認定の有効期間の検討となる。</p>
委員	学齢 WG は 10 月 9 日(木) 18 時 30 分から区役所で行う。場所は後日通知する。
委員	9 月 27 日の説明会で、新制度や申込みのスケジュールなどの周知が足りないと感じた。今後、小さな地域での説明会が必要ではないか。
事務局	今後、申込みが始まるまで、各施設に出向いて個別に相談会や説明会を行っていきたい。また、区内企業の従業員にも説明を行っていかねばと考えている。

3 次回開催予定

事務局	<p>今回の会議日程は調整できていないが、10 月 23 日までに行いたい。決定したら委員に周知する。また、今回の乳幼児 WG を 10 月 8 日(水) 10 時 30 分よりリバーサイド会議室で行う。</p>
会長	以上で、閉会とする。

以上